

## 第7期 雲南市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 令和5年7月13日（木） 13:30～15:03

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員（0名）

5. 事務局又は説明者

統括監 落合 正成	局長 田部 公利	主査 多根 英志	統括主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉	統括主幹 山本 泰司		

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第252号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第253号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第254号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第255号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第256号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第257号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第37回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番三島輝昭委員、2番板持斉委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分の報告について</li> <li>・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第252号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、議第252号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は1,731㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が山林にかこまれ日当たりが悪く、耕作が困難な場所にあるため相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林化してしまったとのことです。令和5年7月3日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は3,128㎡、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が山林にかこまれ日当たりが悪く、耕作が困難な場所にあるため相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林化してしまったとのことです。令和5年7月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は1,432㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が山林にかこまれ日当たりが悪く、耕作が困難な場所にあるため相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林化してしまったとのことです。令和5年7月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため非農地証明を出して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第252号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第252号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第252号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第253号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第253号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については別添11ページから掲載しています。</p> <p>番号1番から7番、〇〇町〇〇地区です。地目は田4筆、畑3筆の合計7筆、関係者は4名で面積は田2,007㎡、畑3,409㎡、合計面積は5,416㎡です。令和5年7月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回の土地は耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第253号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第253号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第253号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第254号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第254号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書11ページをご覧ください。図面資料は14ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の7筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は5,766㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うとのことです。譲受人は以前から申請地を借りて耕作をしておられ、諸報告にもありましてとおり利用権設定を一度解約されて今回3条申請をされています。また、申請地の真ん中に市の赤道がありますが、払い下げをして所有権を譲受人に移転した後に地目を田に変更されます。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は1,027㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢であり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うとのことです。譲受人は以前から申請地を借りて耕作をしておられ、諸報告にありましてとおり利用権設定を一度解約されて今回3条の許可を得て耕作を行うとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は276㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うとのことです。譲受人は以前から申請地を耕作しており、今後も変わらず耕作を行うとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は618㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は空き家と共に申請地を譲り渡す。譲り受けの申請事由は空き家と共に申請地を譲り受けて耕作を行うとのことです。一緒に譲り渡す予定の居宅にはまだ譲渡人が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>住んでおり、申請地も譲渡人が耕作されています。秋頃に引っ越し、所有権移転を予定しているそうです。農業経験は無いそうですがJAや地元の方に指導を受けながら耕作をしていくとのことで、農機具は管理機をリースで用意されます。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の7筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は3,651㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は空き家と共に申請地を譲り渡す。譲り受けの申請事由は空き家と共に申請地を譲り受けて耕作を行うということです。現在、申請地は近所に住む譲渡人の知人が耕作をされています。譲受人は農業経験がなく、農機具もまだ持っておられませんが、初めは譲渡人の知人に教えてもらい簡単な作業から始め、徐々に技術や知識を身につけていきたいとのことです。最終的にはすべての申請地について知人から耕作を継承し、譲受人と親族でやっていけるようにするとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号1番から3番について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。また、申請番号4番についても、農業経験はありませんが農地の面積がさほど大きくなく、農機具や施設は譲渡人からそのまま受け継ぐとのことです。全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。申請番号5番については、面積は大きいですが現在耕作しておられる方から指導を受けて、少しずつ継承するとのことでありこちらも効率的な利用に問題はないと思われま。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>13番 はい。</p> <p>13番 はい。どうぞ。</p> <p>13番 はい、13番です。4番と5番について補足説明をさせていただきます。空き家付き農地の取得の聞き取りということでございます。4番の案件ですが、7月10日に電話により聞き取りを行いました。農地の取得の理由は自給自足をしたいということであり、栽培については地域の方に相談をしながら耕作をするとの事です。農機具の使い方は教わりながら慣れたいということですが、獣被害を心配されています。地域の共同作業へ参加し、地域の方々と交流を図りたいそうです。続いて5番の案件です。遠方の人でしたので、7月6日に電話で聞き取りを行っています。食の安全に興味があり農地を取得し、まずは容易な栽培ができる野菜から始めたいそうです。農機具は使い方が分からないので、教えていただきながら操作を覚えるとの事です。地域の共同作業に参加し、周辺の方と交流を持ちたいそうです。以上でございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>議 長 他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし)</p> <p>議 長 無いようですので、議第254号についての説明を終わります。次に、質疑はございま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>せんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第254号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第254号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第255号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第255号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面については26ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は158㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟50㎡と駐車場2台を整備されます。転用理由は貸付人と借受人は親族で、借受人がアパート暮らしのため申請地を借り受けて住宅を新築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は356㎡、それぞれの地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は、一般個人住宅で居宅1棟60㎡と駐車場3台を整備されます。転用理由は貸付人と借受人は親族でありいずれも市外在住ですが、移住し申請地を借り受けて住宅を新築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の4筆です。申請面積は合計1,149㎡、それぞれの地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は共同住宅で、申請地を譲り受けて住宅2棟417.01㎡及び駐車場21台分を整備されます。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、申請番号2番と同じ第3種農地であります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の4筆です。申請面積は5,114㎡、それぞれの地目は議案書のとおりです。権利の種別は地上権設定で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>用目的及び転用理由は太陽光発電施設で太陽光パネル1, 440枚を整備され、申請地の周囲にはフェンスが設置される予定となっています。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は8, 881㎡、それぞれの地目は議案書のとおりです。権利の種別は地上権設定で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は太陽光発電施設で太陽光パネル1, 440枚を設置されます。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は合計1, 770㎡、それぞれの地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は牛舎及び堆肥舎で牛舎は345.6㎡、堆肥舎は150㎡を整備され、その他は作業スペースとなります。また、始末書が提出されており、平成元年から牛舎として利用してしまってきたとのことです。令和5年5月25日に農振区域の用途変更の手続きが完了しています。確認委員は議案書のとおりです。なお、農地区分は過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設、農機具、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設に該当する場合の農業用施設と考えます。</p> <p>なお、申請番号4番及び5番は申請面積が3, 000㎡を超えており、また、申請番号6番は第1種農地であることから、それぞれ島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。この3件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますのでご審議よろしくをお願いします。</p> <p>議長  ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>13番  はい。</p> <p>議長  はい。どうぞ。</p> <p>13番  13番です。4番と5番について聞き取り調査を行いましたので内容を報告します。この2つの案件は転用予定者が同系会社であり、太陽光発電施設を同様な規模のもので併設されます。現地は5月23日に調査をしています。事業計画書が出された後は、7月10日に代理申請者である行政書士に確認をとっています。土地所有者が高齢となり耕作ができなくなり、担い手を探していたが見つからなかったため、耕作放棄地としたいために農地の有効利用として太陽光発電事業を用いる事とされたようです。経済産業省の固定価格買取制度に基づき、2件の申請としたそうです。土地所有者が地元の隣接者へ事業説明をされており、事業者に対しては地元自治会、地域自主組織等へ説明をするように求めました。県外の事業者であり中国地方に場所を求めているということ、休耕地であり周辺農地への影響がないこと、採算が取れる敷地面積が確保できるということで申請地を選定したということです。以上でございますのでよろしくお願いします。</p> <p>議長  他に補足説明はございませんか。</p> <p>16番  はい。</p> <p>議長  はい。どうぞ。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	<p>16番です。6番の案件について、始末書が出されており聞き取り調査を行いましたので報告します。本事業と一緒に周辺の牧場整備を実施し、牛舎の運営を目的とされています。牛舎及び堆肥舎は平成元年に設置し土地所有者が使用していました。周辺環境へ影響が無いよう管理を行うということです。申請地を選定した理由は、事業計画者において市内既存施設と連携が取りやすく、周囲が河川に囲まれており適しているということです。周辺道路及び水路の共同作業には努めていくとの事でした。始末書を読み上げます。農地法第5条の規定による農地転用について、申請地へ農地転用許可申請の手続きをせずに牛舎と堆肥舎を建築し、牧場として使用したことを誠に申し訳なく存じます。農地法の認識が足りず無断転用となったものです。今後は法令を遵守し、このような不始末を起こさぬように十分な注意をいたしますので、何卒、寛大なご処置を賜りますよう始末書をもってお願い申し上げます。以上でございますので、審議の程をよろしく願います。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
17番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。3番の案件について補足説明をいたします。図面資料の33ページから35ページをご覧ください。申請地は〇〇中学校の県道側にあたる〇〇といわれる地域です。周辺は個人住宅が建ち並んでいる箇所となっています。申請地の写真が33ページに載っていますが、畑として残っている農地ですが、現在はほとんど耕作されておりません。申請地が1,000㎡以上であることから聞き取りを行い、現地は推進委員と一緒に確認しました。事業計画者は申請地を取得しアパート経営を始めるとのことです。施工者は大手のアパート建築業者であり、この大手建築業者が〇〇地内で適した土地を探しておられたということで、ちょうど申請地が適地と判断されました。従って、事業計画者とは別に建設は大手建築業者ということになります。アパートは、駐車場を含めて6世帯と8世帯の居住用アパート2棟を建築する計画です。着工は9月20日頃から建築を始めるとの事で完了は来年の2、3月頃を予定されています。周辺が住宅地ですので、造成を始める際には周囲へ説明を予定しているそうです。説明は以上ですので、ご審議をよろしく願います。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第255号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第255号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号1番から3番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、議第255号農地法第5条の規定による許可申請については、申請番号1番から3番の案件を申請のとおり許可することに決定いたしました。次

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号4番から6番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第255号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号4番から6番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書18ページをご覧ください。今回の設定件数は2件で内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、借り受け戸数は2戸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、〇〇町からお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。1番の案件は新規であり、設定を受けられる方がIターンの方です。借受人の方の親族は5年ぐらい前から農業を始めるということで研修を受けておられ、今も〇〇町地内で研修をされています。一緒に農業経営を行いたいと意欲的に〇〇の地で始めようとされています。自宅からは少し距離がありますが、軽トラックを保有しており移動手段は確保されています。また、申請地の自治会の方々と相談をされており、順次、農業経営を拡大していこうと考えておられるようです。この地域の推進委員が確認をされていることもあり問題は無いと判断いたしましたのでご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。2番の案件につきましては、再設定であり、設定の権利を受けられる方は〇〇町を中心に広く耕作をされている方ですので問題は無いと判断いたしました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>土地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長 農業畜産課	<p>次に、議第257号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想素案に対する意見具申についてを議題とします。農林振興部農業畜産課より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書20ページ、議第257号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想素案に対する意見具申についてをご説明いたします。</p> <p>最初に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」）の概要について説明します。基本構想は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）第6条に基づき、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」）の見直しに合わせ、市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理方法等の総合的な対策を定めるものです。具体的には、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準や確保及び育成の考え方や、農用地の集積等に関することなどを記載し、特に認定農業者及び認定新規就農者を認定するためには必ず定める必要があります。また、改正基盤法が令和5年4月1日に施行され、利用権設定等促進事業の変更や新たに地域計画に関する記述等に修正する必要が生じました。なお、島根県は令和5年4月に基本方針を改定しています。雲南市は前回平成26年4月に基本構想を改定していますが、9年ぶりの改定となります。</p> <p>続きまして、今回の農業委員会への意見聴取につきまして説明をいたします。この基本構想を定めようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、市町村の長は、農業委員会の意見を聞かなければならないとされています。また、改正基盤法が令和5年4月1日に施行され、都道府県は施行後3ヵ月以内に基本方針の見直し、市町村は施行後6ヵ月以内、令和5年9月末までに基本構想の見直しが必要となりました。また、島根県は年度当初、基本構想案の進達締切りを8月31日としていましたが、6月13日時点で8月15日に早められたため、8月開催予定の農業委員会総会での意見聴取では間に合わなくなりました。以上の3点の理由により、今回の農業委員会総会にて意見聴取とさせていただきます。</p> <p>それでは、基本構想の内容について説明いたします。基本構想の内容につきましては、基盤法第6条にも示されていますが、別に添付しています農業経営基盤強促進法の基本要綱（以下「基本要綱」）別紙2の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容に分かりやすく説明されていますのでご覧ください。内容につきましては、第1から第5まで示されています。次に、現在、雲南市で作成しています農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想素案について説明します。まずは目次からご覧ください。第1から第5第1項までに先ほど基本要綱で示された構成のとおりとしています。第5第2項農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項につきましては、第5第1項に記載されていますその他第4条第3項第1号とある基盤法第4条第3項第1号のう</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ち、農地中間管理機構事業と農地中間管理機構の事業の特例について別に記載しています。以下、第5条第3項及び第4項の内容につきましては、基盤法及び基本要綱で示されているとおりです。第6その他では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項については、その他の農林水産省令で定められている内容に沿って実施いたします。</p> <p>それでは、1ページ目をご覧ください。第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標になります。内容につきましては、雲南市の現状と基本となる方針、具体的な施策の方向について記載しています。これは今年3月に策定しました第2次雲南市農業ビジョンに準じて行うことを記載しています。第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標につきましては、1の効率的かつ安定的な農業経営の基本水準として、年間農業所得を概ね360万円、年間労働時間を概ね2,000時間としております。その根拠につきましては、別表の18、19ページをご覧ください。1の主たる従事者1人あたりの年間所得目標根拠ですが、縣市賃金比率を算出し、島根県が基本方針で示している年間所得400万円の根拠と比較するかたちで雲南市において就農する際の年間農業所得を導き出しています。また、2の主たる従事者1人当たりの年間労働時間目標根拠については、県基本方針で示された2,000時間の根拠を準用しています。結果、年間農業所得は現行概ね350万円から10万円の増の360万円、年間労働時間は現行年間2,000時間から変更なしとなっています。</p> <p>基本構想素案の2ページをご覧ください。2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標につきましては、別表としています。別表の目次をご覧ください。1の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標につきましては、1ページに記載しています。内容につきましては、基本構想素案の第2の1のとおりですが、1の個別経営体、2の組織経営体の概念につきましては、県の基本方針と同じ内容で示しています。2の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標につきましては、認定新規就農者の目指すべき指標につきましては示しており、1に掲げる年間所得の概ね7割とし、島根県は400万円に対して概ね280万円、雲南市は360万円に対して概ね250万円となります。雲南市では現行250万円のため、新たな基本構想でも変更はありません。</p> <p>続いて、目次をご覧ください。3の営農類型について説明いたします。まず、県の基本方針で示されている営農類型は基本要綱において、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、融資機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係機関で十分な議論を重ねることが望ましいとされており、県はこの度の基本方針の中で、各地区共通として、13の営農類型を示しています。また、市町村の営農類型については、基本方針において示されていない営農類型について、地域の特性からみて必要があれば示すものとされています。従いまして、県基本方針で示された営農類型を基本に1の個別経営体1から8については、県の営農類型を準用し、年間農業所得が概ね360万円前後となるよう県農業部と相談して示しています。また、9果樹のぶどうにつきましては、市内ぶどう農家の経営計画等を参考に示しております。また、組織経営体については、10と11までは県基本方針で示された営農類型をベースとしています。12につきましては、市内の水耕栽培の組織経営体の経営計画等を参考に示しております。それぞれの中</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>身につきましては、2ページ以降に掲載しておりますが、時間の都合上、説明は割愛させていただきます。なお、営農類型は県、市の今後の推奨品目や地域で取り組まれている農業をいくつかピックアップして例示しているものですので、ここに記載されていない農業につきましても5年後に所得要件、労働時間要件をクリアする経営計画を作成することで当然、認定農業者になることができます。ここに掲載されている、されていないは認定には関係ありません。あくまでも例示であるということをご理解ください。</p> <p>4の効率的かつ安定的な農業経営の基本水準につきましては、先ほど説明申し上げたとおりです。</p> <p>続いて、基本構想本文2ページになります。第2の2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標につきましては、先ほど別表の2で説明しました基本的指標の内容と目標設定についてを記載しています。第3の第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項につきましては、1の農業を担う者の確保及び育成の考え方、2の市が主体的に担う取組、3の関係機関との連携、役割分担の考え方、4の就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保、育成のための情報収集、相互提供についてを記載しています。</p> <p>続いて、4ページをご覧ください。第4の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項についてですが、1の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、1の効率的かつ安定的な農業経営体等が地域における農用地の利用に関する目標につきましては、県の基本方針の集積目標を準用しています。具体的には国が平成25年度に各都道府県に割り当てた集積面積をもとに島根県が算定した数値です。2の効率的かつ安定的な農業経営体等が利用する農用地の面的集積についての目標につきましては、市町村が策定する地域計画の実現に向け、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地が面的に集積されるよう、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組むことを記載しています。2のその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項につきましては、地域の状況も踏まえながら将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取り組み内容、関係機関及び関係団体との連携等について記述しています。</p> <p>続いて、第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。1の第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項につきましては、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について記述しています。2の農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項につきましては、基盤法第4条第3項第1号のうち、地域計画の達成に資することを前提に農地中間管理事業等の促進について記述しています。3の農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項につきましては、1の農用地利用改善事業の実施の促進、2の区域の基準、3の農用地利用改善事業の内容、4の農用地利用規程の内容、5の農用地利用規程の認定、6の特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定、7の農用地利用規定の変更、8の農用地利用改善団体の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>勸奨等、9の農用地利用改善事業の指導、援助について記述しています。4の農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等につきましては、農作業の受委託の促進、農業委員会、農地中間管理機構、農協による農作業の委託のあっ旋等について記述しています。</p> <p>続いて9ページになります。第6のその他では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項については、その他の農林水産省令で定められている内容に沿って実施する旨の記述となります。</p> <p>以上が基本構想素案の概要です。なお、基盤法の改正により、全国の市町村で基本構想の見直しが行われていますが、島根県においては、雲南市の基本構想のたたき台を県内で一番早く提出したことから、その後の県との修正作業を経て、現在、雲南市の基本構想素案が標準的な構想として県内市町村に配布されていることを補足させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農業畜産課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
担当者	<p>集積率67%と言われても大変ですね。また、農業所得の目標が360万円というの。これは県からの指導があつて作成されるものですか。</p>
担当者	<p>国の方から9月末までに基本構想を定めるようにと言われており、5年後の目標ですが島根県の基準が400万円、これに対して雲南市内の様々な企業の生涯賃金と比較し360万円を算出したものです。</p>
議 長	<p>どう言ってもいいかも難しいですね。</p>
18番	<p>経営基盤の強化と言う事ではこういうものかなと思います。構想の中で策定されたものだけではなく、実際に収入を向上させるための方策が重要であり、そのことが無いとこの構想だけをうたわれても、農業経営者を育成していく上では大変であると感じております。</p>
担当者	<p>農業経営計画を立てる時、または新規の就農者が相談を開始するときには、市、県、JAを含めて5年後の経営計画について相談をし、計画を立てていくことにしていますのでご理解ください。</p>
議 長	<p>5年後でしたね。</p>
担当者	<p>はい、5年後です。</p>
13番	<p>すみません。法人等が改善計画の認定を受けますが、そのベースが今回示された構想となるということでしょうか。確認ですが、法人等の再認定の場合、この基準をクリアしていく計画、つまりは収支をここまで引き上げたものを作成するということですか。また、計画作成にあたっては基準に達するような計画へもっていく指導をされるのか。そして、このような計画でないと再認定されないということでしょうか。</p>
担当者	<p>はい、そうです。</p>
13番	<p>と言う事は、私は法人等がなかなかついていけないと思いますが。</p>
担当者	<p>概ねとしております。360万円としていますので、その8割の所得を計画としていたいただきたいと思います。</p>
12番	<p>あくまでも計画ですよ。</p>
担当者	<p>計画です。</p>
12番	<p>計画だから実際には達成ができない場合でもしょうがない。</p>
担当者	<p>達成はされなくても、そこから5年後の計画として立てていただきたいと思います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 担当者	<p>様々な制度資金とか、全てのものが関係することになりますよね。 はい、そうです。</p>
議 長	<p>期待を込めた計画であるとして、農業経営者も努力をしなければならない。現実的には難しいと思いつつも、目標に向かって頑張っていく姿勢は必要であり、そうした意味で市長へ了承して報告するというところでよろしいでしょうか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。議第257号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想素案に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第257号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想素案に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することに決定をいたしました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。  <div style="text-align: right;">(15:03終了)</div></p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_